

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学
との連携推進協議会設置に関する覚書

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学が連携協力に努め、教員の資質・能力及び新潟県の教育力向上を図ることを目的として、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学連携推進協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

(協議事項)

第1条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 教員の資質・能力の向上のための取組に関する事項
- (2) 新潟県の教育力向上のための取組に関する事項
- (3) 学校教育上の諸課題への対応に関する事項
- (4) その他

(構成)

第2条 協議会は、協議内容に応じて、新潟県教育委員会教育長、新潟市教育委員会教育長及び国立大学法人上越教育大学長がそれぞれ指名した所属職員をもって構成する。

(議長)

第3条 協議会の議長は、国立大学法人上越教育大学長とする。

(会議)

第4条 協議会は、定期に開催し、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 協議会は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学から、それぞれ選出された者をもって組織する。

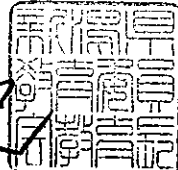
3 専門部会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

以上を合意した証として、本書3通を作成し、署名押印の上、各々1通を所持する。

平成22年3月15日


新潟県教育委員会教育長

武藤克己



新潟市教育委員会教育長

鈴木廣志



国立大学法人上越教育大学長

若井彌一

